# ニューズレター 第 124 号 · 2023 年 3 月

日本カナダ学会 発行人:岸上伸啓 編集人:福士純・岡田健太郎・荒木隆人

事務局: 〒 565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10-1 国立民族学博物館 岸上研究室気付 TEL: 06-6878-8255 ・http://www.jacs.jp・jacs@jacs.jp 郵便振替口座 OO150-2-151600 (お問い合わせの受付:電話でのご対応は不定期となっておりますので、お問い合わせはメールにてお願い致します。)

# 新時代を迎えたカナダ—エリザベス女王の逝去によせて— 大石 太郎

2022年9月8日、70年もの長きにわたって君臨してきたエリザベス女王が亡くなった。夫君エディンバラ公フィリップ殿下の逝去以来、衰えが目立ってはいたものの、つい数日前にトラス英首相(当時)との謁見の様子が報じられたばかりで、あっけにとられた人も少なくなかったかもしれない。いつかはくるものと覚悟していたとはいえ、ひとつの時代の終わりが急に訪れた。

思い出されるのは平成の代替わりである。昭和天皇の在位も約62年におよび、多くの人にとって 初めて、かつ現行憲法下で初めての代替わりを迎え、日本社会全体がいろいろと初めての経験をし た。イギリスの場合、前回の代替わりと制度的に異なるところはないかもしれないが、多くの人にとっ て初めての経験である点は共通する。

さて、ここで改めていうまでもないことであるが、エリザベス女王はカナダの国家元首でもあった。2011年の結婚直後にカナダを訪問した孫のケンブリッジ公ウィリアム王子(現・皇太子)は、オタワで参加したカナダ・デーにおけるスピーチで女王のことを Queen of Canada と言及して会場を沸かせた。その前年のオタワのカナダ・デーには女王が臨席しており、それが女王にとって最後のカナダ・デーとなった。女王はカナダがお気に入りとされ、1990年以降のカナダ・デーだけでも4回も臨席している。筆者はひそかに連邦結成150周年(2017年)のカナダ・デーで女王の姿をみられると期待していたが幻に終わり、イギリス王室からはチャールズ皇太子(現・国王)が臨席した。

女王の逝去とチャールズ国王の即位にともない、カナダの国家元首もチャールズ国王となった。カナダが共和国になるべきか否かの議論はときどきメディアでみることはあったが、代替わりはそのひとつのきっかけと目されていた。しかし、実際におこってしまうと、そう簡単にはいかない。カナダと同じ体制をとるオーストラリアのアルバニージー首相やニュージーランドのアーダーン首相(当時)はともに共和制論者として知られるが、ただちに共和制への移行を進めることはないと表明した。もちろん、いずれの国でも次の選挙の争点のひとつになる可能性はある。オーストラリアはすでに、女王の肖

(次ページに続く)

像が用いられている現行の5ドル紙幣を更新する際には王族の肖像を用いないことを発表している。ただし、英連邦諸国で紙幣に国王の肖像を用いてきた伝統はなく、特別な意味を見出そうとすべきではないかもしれない。

カナダではいまのところ、共和制への移行に 積極的にみえるのはケベック独立をめざす勢 力くらいであろうか。現国王は環境問題への 熱心な取り組みなどが評価され、一時期ほど 不人気ではなさそうである。仮に共和制に移 行する場合、国王に代わる元首をどのように 選ぶのかは大きな課題である。カナダの場合、 隣国アメリカと異なることは重要であり、アメリ カ型の大統領制は考えにくい。元首を選挙で 選ぶより、ヴィンセント・マッセイ以来、総督 が英語話者とフランス語話者から交互に選ば れてきたように、属性を考慮に入れた選択が カナダには合っているのかもしれない。平成の 場合も、3年目ないし4年目くらいから社会が 変化し始めたように記憶している。もちろん代 替わりだけがその要因ではなかろうが、少なか らぬ影響はあったと思われる。現役のカナダ 研究者で、エリザベス女王以前のカナダを記 憶する人はほとんどいないはずであり、みんな にとって初めてのことである。新時代を迎えた

カナダがどのように変化するのかしないのか興味は尽きず(20ドル紙幣はどうなる?)、それを記録し日本社会に紹介していくことは、日本のカナダ研究が果たすべき役割であろう。

(日本カナダ学会副会長・関西学院大学)

\* \* \*

<時評>近年のケベック州におけるライシテの法制化を巡る議論

荒木 隆人

近年のケベック州では、州のライシテ (laïcité, 政教分離) のあり方を巡って大きな論争が続い ている。ケベック州は歴史的にカトリック教会の 強い影響の下にあったが、1960年代の「静か な革命」以来、社会の世俗化が進んできた。し かし、これまでケベック州のライシテの原理が法 制化されることはなかった。2000年代に生じた ケベック州における、一連の文化的摩擦(妥当 なる調整論争)を受けて、州政府によって設立 された「文化的差異に関する調整の実践を巡る 諮問委員会」(通称、ブシャール=テイラー委 員会)が公表した最終報告書『未来を築く一調 和の時』がライシテ原理の法制化に向けた提言 を行ったことをきっかけに、州内でライシテ原理 の法制化に向けた動きが生じた。しかし、その 後、勤務中の公務員に対して目立つ宗教的シ

> ンボルの着用を禁じる 60 号法 案 (2013 年) や公共サービス の提供者と利用者に対して顔を 覆う宗教的シンボルの着用を禁 じる 62 号法の制定 (2017 年) における議論が示すように、法 制化に際してライシテ原理の定 義の仕方を巡って見解の対立 が生じてきた。これらの議論を 背景に、2018 年に政権に就い たケベック未来連合 (Coalition Avenir Québec、以下 CAQ) が ライシテ原理を巡る論争に終止 符を打つことを目的として制定 を試みたのが 21 号法である。



2019 年 3 月に CAQ 政権のシモン・ジョラ ン=バレット (Simon Iolin-Barette) 移民・多様 性·包括性(Ministre d l'Immigration, de la Diversité et de l'Inclusion) 担当大臣は、21 号法 案をケベック州議会に提出した。その後、3か 月ほどの州議会での審議を経て、6月16日に 21 号法は制定された。この 21 号法は、第1 条で「ケベック国家 (州) (État) はライシテを 原理とする」と規定している。第2条では、上 記のライシテは、次の4つの原理、(1)国家(州) と宗教の分離、(2) 国家(州)の宗教的中立性、 (3) 全ての市民の平等性、(4) 良心と宗教 の自由に基づくとされる。これは、ケベック州 において初めてライシテ原理を立法化したもの であり、シモン=バレット大臣によれば、21号 法は、固有の歴史的特徴を有しているケベック・ ネイションによる集団的権利と個人の権利及び 自由との間の正しき均衡に基づくライシテを立 法化したものという。

その均衡の特徴を示す規定が、公的領域における宗教的シンボルの着用に関する規定である。21 号法の第6条において、「州議会議長・副議長、検察官、警察官、法律家、公立学校の校長、副校長、教師といった職に従事するものは、勤務中に宗教的シンボルを着用しないことを規定する」と定められている。ただし、この規定には違反に対する罰則規定はなく、健康と障害のために着用する場合も着用禁止の対象とはされていない。また、この規定の適用は、公立学校の教師に限定されており、私立学校は対象とされていない。

ブシャール=テイラー委員会の最終報告書『未来を築く一調和の時』における提言でも、 国家の公的な権威のある地位にあるもの(州議会議長や裁判官、看守など)は、宗教的シンボルの着用の禁止対象とされていたが、公立学校の教師は禁止対象とはされていなかった。21号法では公立学校の教師にまで禁止対象の拡大を行った理由としては、公立学校の教師が生徒の思想形成に対してもつ影響力への懸念が あったことが、21 号法の制定における州議会の 議論においてジョラン=バレット大臣によって提示されている。

さらに、21 号法は、「人の権利と自由のケベッ ク憲章(ケベック人権憲章)」の改定や「権利 と自由のカナダ憲章 (カナダ人権憲章)」から の適用除外条項(連邦及び州政府がカナダ 人権憲章の一部規定の不適用を宣言できるカ ナダ人権憲章の第33条項)を要求している。 すなわち、21 号法は、この要求を通じて、一 連の規定を表現や信仰の自由といった基本的 権利の保護を目的としたケベック及びカナダの 人権憲章の影響から免れるようにしている。こ の規定を定めた理由として、ジョラン=バレット 大臣は、議会主権の立場を主張し、ケベック 州においてライシテ原理を決定する場は、人 権憲章を解釈する裁判所ではなく、州民によっ て選出された議員からなるケベック州議会であ るとの見解を示している。

こうした21号法に対して、ブシャール=テイラー委員会の共同議長を務めたジェラール・ブシャール(Gérard Bouchard)とチャールズ・テイラー(Charles Taylor)は21号法の法案が提出された当初からそれに反対の見解を表明していた。テイラーは次のような批判を行った。すなわち、21号法案は、ビジャブなどの宗教的シンボルを着用するイスラム女性が、教師などの職業に就くことを不可能にするものであり、職業選択の自由を制限する差別的な立法であるとした。ブシャールもまた、21号法案には、個人の宗教的信仰とその実践の自由を制限するに足る十分な理由を見出せないと批判した。

21 号法制定の翌日には、人権擁護団体であるカナダ市民自由連盟 (Canadian Civil Liberties Association) やカナダ・イスラム全国会議 (National Council of Canadian Muslims) といった人権保護団体が、個人の信仰の自由を侵害するとして21 号法制定の差し止めを求める訴訟を、ケベック州上級裁判所に対して提訴した。2021 年4月にケベック州上級裁判所は、一部の規定を

除き、21 号法案の内容を認める判決を下したが、現在もケベック控訴院において係争中である。21 号法の制定により、ケベック州のライシテ論争に終止符を打とうとした CAQ 政権の思惑の通りにはならず、一層、ケベック州における具体的なライシテのあり方についての論争が過熱することになっているといえる。この議論の行方がいかなるライシテのあり方に帰結するのかについては、今後の状況を注視する必要があるだろう。 (広島大学)

\*

## 報告:「宗教、言語、アイデンティティ〜多 文化社会カナダから考える」

丹羽 卓

私事ですが、本年3月をもって36年勤務しました金城学院大学を定年退職しました。それを記念して3月4日に所属するキリスト教文化研究所主催の公開講演会が開催され、120名もの出席者がありました(75%は卒業生)。その内容を報告するよう依頼されましたので、要約を書かせていただきます。

私の研究生活は 40 年に及びますが、大学院時代からの最初 15 年ほどは理論言語学による英仏対照研究を続けながら、言語と認識の問題に関心を持ち続けました。それを一変させたのは、想像を超えたバイリンガル都市モントリオールとの出会いでした。それきっかけで、研究分野は社会言語学へと変わりました。次の 15 年の研究生活は、個人のバイリンガリズムとケベックにおける社会のバイリンガリズムの研究から始まりましたが、次第にケベックの人々のアイデンティティと言語の問題に関心が移りました。その研究を続けるうちにケベックのライシテ騒動に出会い、宗教とアイデンティティという新たな問題に関心を抱くようになり、最近10 年間はそれを研究テーマとしてきました。

今回の講演タイトルを「宗教、言語、アイデンティティ〜多文化社会カナダから考える」としたのは、これが私の研究生活の集大成としての講演だったからです。公開講演会のため

専門的にならないように心がけましたが、内容 としては理論言語学は別として、長年の研究 成果を織り込んだものとなっています。

講演会後、何人もの卒業生から、何年あるいは何十年かぶりに講義を聞いて、知的関心を掻き立てられたとの感想が寄せられました。それを読むと、皆が講演内容を実生活に当てはめて自分でしっかり考えているのがわかり、卒業生の成長に感無量になりました。この講演は私の研究生活の最終レポートのようなものでもあります。この要約を書いていて、私もまた少しは成長できたかなとの思いを抱いています。

なお、この講演の内容は6月ごろに発行予定の『金城学院大学キリスト教文化研究所紀要』に掲載されますので、金城学院大学図書館のリポジトリでお読みいただけます。それでは、講演要旨を次でお読みください。

人のアイデンティティは、自己認識と他者認識の組み合わせで決まって来るが、その要因のうちで特に重要なのが言語と宗教である。言語は単にコミュニケーションの道具ではなく、人間の認識に影響を与える。たとえば、同じ動画を見せても、英語母語話者とドイツ語母語話者では違うストーリーを語る。バイリンガルであれば、英語で話せば英語母語話者のストーリーを、ドイツ語で話せばドイツ語母語話者のストーリーを語る。また、英語は動作主体を明示的に表現する言語であるのに対し、日本語はそれを隠す傾向にある。

こうした事実に照らすと、言語によってものの 見方が変わるので、それがその人のアイデン ティティに大きな影響を与えることがわかる。そ れゆえ、移民などが言語の取り換えを余儀なく される場合、それはその人のアイデンティティ に深刻な影響を与える。

宗教も同じである。キリスト教などの教義が はっきりした宗教だけでなく、社会には共有さ れている信仰のようなものがある。それを「社 会的神話」と呼ぼう。それはたとえ実証的根 拠がなくても、それどころか事実と違っても、 社会で広く信じられていることである。たとえば、 フランスの「自由・平等・友愛」はフランス 革命後に高らかに謳いあげられたいわば「国 是」だが、女性参政権が認められたのはそれ から 150 年以上たった 1945 年だった。17 世 紀に西欧の迫害から逃れて米国に渡った人々 は「ここでは身分制もなく、誰でも能力がある 者なら、努力すれば夢がつかめる」と信じた。 いわゆる「アメリカン・ドリーム」である。しか し、現実にそれを手にした人は例外的少数だっ たし、そもそも黒人や先住民には夢を見ること さえ許されなかった。日本の場合は「単一民族」 である。アイヌ民族の土地を奪い僻地に追い やり、琉球王国を滅ぼし併合したにもかかわら ず、まるで日本は大和民族だけからなる国で、 それがこの国にふさわしい状態だと信じている 人が多い。

言語も宗教も無自覚なので、アイデンティティの根底にあるにもかかわらず、人はそれに気づかない。特に、信仰はそうで、異文化を持つ人々を受けいれるのにそれが大きな妨げとなる。

以上のことを踏まえて異文化接触の歴史を振り返る。ここでは近代以降に限るが、近代の特徴は、国民国家形成に西欧が動いたことである。「均質な国民からなる国家」をつくるため用いられた手法が「同化」であり、国家権力が地方のことばを中央の言語に統一して標準語をつくったり、社会的神話を編み出したりして、国民を統合しようとした。その裏面にあるのは、同化される人々(地方の人々、下層の人々、先住民、移民、奴隷、難民など)のアイデンティティの変容あるいは放棄である。

国家がつくりだした標準語や社会的神話は、 義務教育やマスメディアを通して国中に広められた。その一方で、それに即さない人々(うまく同化されない人々)は周縁に追いやられた。移民もそうだが、特に悲惨な目にあった のは、先住民である。カナダでは寄宿舎への 強制的収容と虐待、オーストラリアでも似たよう なかたちの Stolen Generation の悲劇が起きた。 同化主義の行き過ぎである。日本も他人事で はなく、先住民のアイヌ民族や併合した琉球 王国の人々、さらには植民地の人々に何をし、 そこから本土に連れてきた人々をどう処遇した かを反省しなければならない。

近代も後半になると、新世界では開拓のため、西欧では産業化による労働力不足を補うため、大量の移民を必要とした。それが第2次世界大戦後、人口のかなりの割合を占めるようになり、「同化されていない」人々をどうやって社会統合するかが大きな課題となった。そこで生まれたのが多文化主義である。多文化主義にもいろいろなヴァージョンがあるが、根幹は2点になる。(1)同化政策の放棄(エスニック集団のアイデンティティを尊重した国家統合)(2)法の柔軟な適用(文化的差異を認めた法の適用)。後者はわかりにくいが、具体的にはReasonable Accommodationのことで、法を一律に適用するだけではかえって不公平になるのを回避する手法のことである。

カナダでは英仏二公用語政策を進めるのと 同時に、エスニック集団のアイデンティティを守 るために継承語教育に力を入れている。そし て、たとえばオンタリオ州で運転免許の試験で は、先住民語3つを含め27の言語での受験 が可能である。これはそうしたマイノリティを公 式に承認しているというオンタリオ州政府の意 思表示でもあり、それを話す人々の自己肯定 感を高める。多言語教育や多言語サービスを するには当然多額の費用がかかるが、カナダ 国民はそれを支持している。宗教の場合では、 一例としてカナダのシーク教徒のターバン着用 の義務と二輪車に乗る場合のヘルメット着用義 務の衝突がある。これについては、多くの州 で、ターバン着用時にはヘルメット不着用が認 められたり、黙認されたりしてという Reasonable Accommodation が行われている。

カナダは多文化主義が一番成功を収めてい る国だと言えるかもしれない。多文化主義そ のものがカナダ人のアイデンティティの重大要 素となり、いわばカナダの社会的神話となっ ている可能性もある。しかし、チャールズ・ テイラーはカナダ型の多文化主義を批判し、 「承認の政治」という考え方を提示した。要 点は次の通り。(1) アイデンティティには他 者の承認が必要だが、マジョリティとマイノリ ティの双方が相手を承認しなければならない。 (2) すべての人はその人独自のアイデンティ ティに即した承認が求められ、文化的差異に 目をつぶるなら、「中立」と言われる原則も、 支配的な文化の反映でしかない。(3) 他者 から学ぶことによって変化を遂げることが重要 で、なじみ深い判断基準そのものを変えなけ ればならないこともある。簡単にまとめると、 マイノリティがマジョリティに合わせたり、マジョ リティがマイノリティに譲歩したりするのではな く、交流を続けることにより双方が変わり、そ の中間に妥結点を見出す努力を続ける、とい うことになる。この考え方は、多文化主義のも うひとつのヴァージョンであるケベックの間文 化主義 (Interculturalism) に繋がる。

そのケベックが直面している宗教問題にムスリムのヒジャブ着用がある。ケベックではライシテ法が成立し、公務員が職場でヒジャブを付けることが禁じられたが、この法律はカナダのほかの地域から厳しい批判を浴びた。しかし、フランスではさらにライシテ(国家の宗教的中立)の適用が厳しく、公立学校では生徒もヒジャブ着用を禁止されている。ヒジャブは、信仰の自由と国家理念の対立という問題、女性の抑圧なのか女性の選択の自由なのかという問題を浮き彫りにする。それを巡る議論を聞いていると、まるでライシテがケベックやフランスの社会的神話になっているかのようである。その神話を守るのが優先され、妥当な道を選択しそこなっているのではないだろうか。

この問題を考えるにあたって注意すべきは、

次の点である。(1) ケベックやフランスでのヒ ジャブ問題は、イスラーム嫌いの反映ではない のか? (2) 欧米諸国が当然としていることも、 それもまた彼らの文化的思い込みではないの か? (3) 本当にどの文化に対しても中立な価 値というものが存在するのか?――ヒジャブ間 題には、こうした視点からの検証が必要である。 最後に、日本の移民問題を考える。「日本に 移民はいない」ことになっているが、人口の2% が定住外国人である。では、なぜ日本はその 人たちを移民としてきちんと受け入れないのか。 それは単一民族神話が生きているからである。 「日本は単一民族国であるのが良い」という暗 黙の前提があるため、定住外国人をゲストワー カーとしか見ていない。西欧より半世紀遅れて いる。しかし、急激な人口減が確実な日本で、 移民を受け入れる以外の方策があるのであろう か。とるべき道は、移民を受け入れてしかるべ き処遇をし、積極的交流を通して移民を日本 社会に統合し、日本社会の構成員全体が、「古 い日本人」から「新しい日本人」へと変容を 遂げることではないだろうか。そのために、カ ナダやケベックが移民統合問題にどのように立 ち向かっているかは、おおいに参考になると思 (金城学院大学) う。

\*

#### <研究紹介>

カナダにおける障害者の人権保障の取り組 み〜非営利組織による複合差別への挑戦〜 北畑 彩子

私は、カナダにおける障害者の人権保障の 取り組みに関心がある。カナダは、多文化主 義政策の先駆とされるが、障害者の人権規定 についても先進的であると考えている。例え ば、1982 年制定の権利と自由の憲章の第15 条には、「人種、出身国もしくは出身民族、 肌の色、宗教、性別、年齢」と並んで、「精 神的もしくは身体的障害による差別の禁止」 が明記されたが、このように障害者の平等権 が憲法に規定されたのは、世界初であった。 今や国際用語となっている障害者に対する「合理的配慮」(reasonable accommodation)は、一般的には1990年の障害をもつアメリカ人法で規定されたことに端を発し、その概念が広まったとされるが、実は1986年の時点ですでにオンタリオ州人権法に組み込まれている。同じく1986年に制定された、女性、非白人、障害者、先住民の雇用機会確保に資する雇用衡平法(Employment Equity Act)は、カナダ国内ではその実効力に課題が残存するものの、画期的な理念に基づくものとして、南アフリカ共和国、オーストラリア、ニュージーランド等に輸出されている。

こうした障害者の人権保障の規定が開拓的 に整備された背景を分析すると、非営利の障 害当事者や支援者組織の活躍が、主要因と して見えてくる。私はこれらの組織が、法制 度の確立に、どのように貢献してきたのかに 着目して研究を進めてきた。代表的な障害 当事者組織として、障害をもつカナダ人協議 会 (Council of Canadians with Disabilities: CCD)の取り組みを紹介したい。CCDは、 1976年に、車椅子利用の利発な青年らが中 心となって設立された2万人規模(設立当初) の、連邦政府助成を資金源とした非営利組 織である。CCDは、1980年代において特に 勢いがあり、知的障害者や視覚障害者の支 援者組織と共同して障害者の平等権規定の 必要性を訴えたり、宗教差別の裁判に仲裁 人として関与したり、女性組織、非白人組織、 先住民組織と共に雇用衡平法の制定、改正 に尽力したりして、実績を残してきた。

社会運動史の先行研究によれば、様々なマイノリティが連帯して運動を展開していくことは容易なことではない。最優先課題を共有し、異なるマイノリティ同士が連帯した下では、連帯した集団内に存在する差別は沈黙を強いられるからである。例えば、民族マイノリティ内部における性差別、女性組織における障害者差別、特定の障害種による他の障害種への差

別の存在が過去に指摘されている。しかしカ ナダでは、とりわけ 1982 年憲法に障害者の平 等権が規定されて以降、障害を含む各マイノ リティグループが、差別を共通の問題として捉 え、相互に協力する機運が醸成されていった。 それは、特定の一グループにおいて、普遍 的価値のある法的判断がなされれば、他のグ ループはそれに基づき自らの権利を主張しや すくなるという目論みがあったからとされる。ま た、CCDにおいては、その立ち上げ時にアメ リカ合衆国の非営利組織の動向を参照し、政 府に圧力を与えるだけの急進的な組織ではな く、人々を説得して社会を変革していく改革論 者であろうとしたという記録がある。 CCD を始 めとするカナダの障害関連の非営利組織には、 敵を作らず、戦略的かつ協調的に多様な組織 と関係を構築し、影響力を高めようとする姿勢 が窺えるのである。

以上が、これまでの私の研究の一部である が、この研究の過程で私は自らの視点の偏り に気づく。それは私が分析対象としてきた障害 当事者は、押しなべて白人男性の障害当事者 であったということである。 私は、CCD のメン バーに素晴らしい全盲の女性弁護士がいるこ とや、知的障害児の親の会の牽引者の中に母 親が何人もいることは確認してきたが、女性あ るいは白人以外の人種の障害当事者の人権の 問題に十分に着目できていなかった。障害者 が直面する様々な問題を見つめ直すと、医学 的に規定される「障害」の要素だけが独立して、 その人の社会生活、日常生活に影響を及ぼし ているわけではないことが分かる。「年齢」、「性 別」、「民族」、「生活歴」といった個人因子が、 身体的精神的な「障害」及び社会環境と複雑 に絡み合い、社会生活、日常生活上の困難 を生み出している、というのが現実なのである。 私は、カナダの非営利組織の活動の分析を通 して、こうした困難をもたらす複数の要素の相 互性の実態を整理し、構造化していくこと、そ れを解消していくための方策を見出していくこと を、直近の研究課題としている。

なお、障害者差別の要因の複合性につい ては、2006年に国連で採択された障害者権 利条約の前文にも取り入れられ、重要視され ている。特に、障害のある女性(以下、障害 女性) の人権保障については独立した条文が あり(第6条)、搾取、暴力及び虐待からの自 由(第16条)についても性別への配慮が強 調されている。障害女性ならではの人権問題 の例としては、人工妊娠中絶や不妊手術の強 要、男性による障害女性への介助の問題、性 暴力・性的被害を受ける可能性の高さ、障害 のある男性よりも高い貧困率等が挙げられる。 これらについて近年、日本でも活発に研究さ れ、支援の拡充に向かっているが、カナダに も歴史ある障害女性の当事者組織があり、同 様の問題に取り組んでいるため注目していきた いと考えている。

さらに上述の研究課題を進めるために検討 したいのが、カナダの障害のある先住民(以 下、障害先住民)の置かれた状況とそれへ の対処である。先住民のうち障害を有する人 の割合は、非先住民のそれを大きく上回って いることがいくつかの調査で明らかになってい る。障害先住民はさらに、適切な教育機会、 交通機関、住宅、福祉・医療サービス、雇 用、レクリエーション、文化活動へのアクセ スを阻まれている。それは、物理的なアクセ スの困難のみならず、連邦政府と州政府の どちらがサービス費用を負担するかの紛争が 生じ、頻繁にサービス提供が棚上げされるた めである。この犠牲をなくすべく、先住民の 非営利組織は、繰り返しカナダ人権審判所 (Canadian Human Rights Tribunal) に事案 を上げ、法原則を形成し、当事者ファースト の実現に向けて奮闘している。

管轄権問題の解消に加え、重要とされるのが文化的な配慮である。求められる配慮は個別性が高いが、実例として、子の障害を贈り物として捉え、親が支援を求めないケースや、

日常生活に見知らぬヘルパーが関与すること に抵抗を示すケースが報告されている。大局 的には、現代カナダが整備してきた社会サー ビスに、障害先住民が、非先住民の障害児・ 者と同等にアクセスできるようにすることが求め られるのであるが、一方で、既存のサービスを 押し付けず、当事者に合わせたサービスを創 造していく取り組みも欠かせないのである。 先 住民の非営利組織が、障害先住民の現状と ニーズをどのように捉え、解決の道を切り開い ていくのか、引き続き探究していきたい。政府 主導で積極的に障害者政策が展開されない社 会環境だからこそ育ってきた、カナダの非営利 組織の逞しさや戦略性から多くを学べると考え ている。 (聖徳大学)

\* \* \*

#### (((事務局より)))

### ◆「トラベル・グラント」募集について

2023年度(2023年4月1日~2024年3月 31日)までの間に、カナダおよびカナダ以 外の国(日本を除く)で開催される国際会議 などでカナダ研究について報告をする本学会 会員に旅費一部補助の制度です。本学会会 員によるカナダ研究の成果を広く海外に発信 し、研究の交流や国際化を図るのが目的で す。ただし、トラベル・グラントは旅費の一部 を補助するのが趣旨ですので、旅費のすべ てをカバーするものではありません。募集要 項は次のとおりです。(1) 支給人数と支給金 額:1名につき5万円・最大2名。(2)支 給対象者:募集時点において日本カナダ学 会会員であること。原則として、専任の勤務 先を持たない会員。専任の勤務先を持つ会 員でも応募出来ますが、優先度は低くなりま す。(3) 応募書類:①本学会所定の応募用 紙(日本カナダ学会のホームページに掲載)、 ②国際会議などでの報告が正式に受け入れ られたという文書(メールも可)、③出張に関 する費用(航空運賃、滞在費、参加登録料 など)の見積書。(4)出張後の義務:①帰

国後2週間以内に報告した論文を、郵送に て学会事務局に提出すること。②出張に関わ る費用の報告書(学会ホームページ掲載の 所定の書式)。(5) その他の事項:①当該 年度内でトラベル・グラントの予算額(10万 円) が満額執行されなかった場合でも、原 則として、残額を次年度への繰越は行いませ ん。②出張期間は当該年度内に終了しなけ ればなりません。③このグラントを支給された 会員は、原則として再度応募することはでき ません。(6) 審査方法:日本カナダ学会理 事会における審査機関(対外交流・社会連 携委員会)により事前審査を行い、それぞ れ5月および9月の理事会にて最終決定し ます。(7) 応募締切日:2023年4月末日お よび同年8月末日(年2回)。(8)送付先: 〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10-1 国立民族学博物館 岸上研究室気付 日本カナダ学会事務局宛。(9) 問い合わせ: 電子メールにて事務局まで。

# ◆第 36 回『日本カナダ学会研究奨励賞』 論文募集

日本におけるカナダ研究の促進と育成を目 的として、優れた研究論文を募集します。(1) 応募要件:カナダ研究に関する論文で、応 募締切日より起算して過去一年以内に発表さ れたか、未発表のもの。テーマや領域は問 わない。用語は日本語・英語・仏語のいず れか。(2) 応募資格:日本国民又は日本 在住者であって、応募締切日において次の いずれかに該当する者、(a) 大学院に在学 している者、(b) 大学院を修了又は退学して から5年未満の者、(c)満40歳未満の者。 (3) 原稿枚数: 邦文は横書きで400字× 80 枚相当を上限とする(含・図表/脚注)。 A4 判ワープロ仕上げが望ましい。欧文は 15,000 語以内(含·図表/脚注) = A4 判 ダブルスペース。いずれの場合も1論文に つき、コピー2部(正副合計3部)を送付す ること。著者名、論文名、所属、略歴、連 絡先 (郵便及び電子メール) をカヴァーレター に明記すること。また、応募書類は返却しな い。(4) 論文の推薦: 応募要件に該当する 既発表論文について、執筆者が応募した場 合のほか、学会理事が推薦した場合、これを 他薦の審査対象論文として取り扱う。(5)締 切: 2023 年 5 月 31 日(必着)。(6)送付 **先**: 〒 565-8511 大阪府吹田市千里万博公 園 10-1 国立民族学博物館 岸上研究室気 付 日本カナダ学会事務局宛。(7)賞・賞金・ 特典:最優秀論文賞1名に正賞および副賞 (5万円)。優秀論文賞(佳作)2~3名に 正賞および副賞(2万円)。なお最優秀論文 賞の受賞論文は、未発表のものに限り、規 定に基づいてカナダ研究年報に掲載すること ができる。(8) 発表および授賞式: 2023 年 9月、第48回年次研究大会にて。(9)問い 合わせ:電子メールにて事務局まで。

#### ◆会費納入について(お願い)

現在会費の納入を受け付けております。また、 前年度までの会費を未納の方は、直ちに納 入下さい。過去3年分(当該年度を含まず) の会費が未納の場合、学会からの発送物停 止等をもって会員資格を失うことになりますの でご注意下さい。一般会員:7,000円・学 生会員:3,000円(学生会員は、当該年度 の学生証のコピーを提出のこと)。郵便振替 口座:00150-2-151600。**加入者名**:日本力 ナダ学会。他金融機関からの振込の場合は、 口座番号:ゆうちょ銀行 ○一九 (ゼロイチキュウ) 店 当座 0151600 ニホンカナダガツカイ。自 動振替に移行希望の方は事務局までご連絡 ください。必要書類をお送りします(自動振 替による口座引落は7月です)。ご協力願い ます。なお会員区分の変更のある場合は直 ちに事務局までお知らせ下さい。

#### \* \* \*

★編集後記・・・・日本でも大学をめぐる状況は厳しさを増していますが、実はカナダも同様の問題に直面していると知り驚きました。少子化は世界に共通する悩みどころ、のようです。・・・・・・(0)